

第1回市政アンケート調査

〔テーマ・担当課〕

■調査期間	令和7年5月26日～6月9日
■調査数	634件
■回答数	559件
■有効回答率	88.2%

1. 「環境保全の意識」について
(担当課：環境局 環境政策課)
2. 「困難を抱える女性のための支援」について
(担当課：市民局 男女共同参画課)
3. 「舞鶴公園・大濠公園の利用のしかた」について
(担当課：住宅都市みどり局 みどり活用課)
4. 「景観」について
(担当課：住宅都市みどり局 都市景観室)
5. 「モラル・マナー」と「自転車安全利用」について
(担当課：市民局 事業調整担当)

調査協力員番号	
---------	--

※ 調査協力員番号は 封筒の宛名シール に記載しております。

(返信用封筒右上に記載されている「501」ではありませんのでご注意ください。)

お名前	
-----	--

(提出期限) 6月9日(月) までにポストに投函してください。

《「環境保全の意識」について》

私たちを取り巻く環境問題は、気候変動による自然災害などの増加、プラスチックごみによる海洋汚染、黄砂やPM2.5といった越境大気汚染など、複雑多様化しており、環境啓発の推進に努める必要があります。

問1・問2 環境を守ったり、良くしたりするためには、一人ひとりの行動が大切です。あなたは①日頃、次のことを実行していますか。また、②今後はどのようにお考えですか。（1）～（8）のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(N=559)		問1					問2				
		① 現在					② 今後				
		いつも実行している	たまに実行している	実行していない	該当しない	無回答	実行したい	実行したい どちらかというば	どちらかといえば 実行したくない	実行したくない	無回答
例	(0)○○○○○	1	2	③	4		1	②	3	4	
	(1)外出時はマイバッグを持参している	72.5	19.7	6.8	0.4	0.7	81.0	12.3	3.2	0.9	2.5
	(2)エコマーク製品や省エネ性能の高い家電製品など環境に配慮された製品を選ぶよう心がけている	16.8	54.4	24.7	2.9	1.3	44.9	48.8	2.5	1.1	2.7
	(3)食品は、同じものであれば、近くでとれた農産品を買うようにしている	25.6	46.7	24.2	2.5	1.1	49.9	42.9	3.6	0.9	2.7
	(4)服装を工夫して暑さや寒さを調整し、冷暖房の温度設定を極端に高くしたり低くしたりしないようにしている	66.7	29.2	2.7	0.4	1.1	78.0	17.4	1.6	0.4	2.7
	(5)屋上や壁面、ベランダ、庭で植物を育てるなどの緑化に取り組んでいる	23.8	16.8	49.4	8.8	1.3	37.9	35.1	15.7	8.4	2.9
	(6)古紙などは、リサイクルステーションや地域集団回収へ持って行くようにしている	58.5	22.2	15.7	2.7	0.9	70.3	21.1	4.3	1.6	2.7
	(7)外出時はなるべく自動車を使わず、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしている	39.5	33.5	23.8	2.3	0.9	51.0	32.0	11.1	2.9	3.0
	(8)自動車を使用するときは、不要なアイドリングや急発進などを控えた運転を心がけている	49.7	21.3	2.9	24.5	1.6	73.3	14.8	1.4	3.6	6.8

問3・問4 あなたは、市・区役所や地域の環境に関する活動について、①過去1年以内に参加したことがありますか。また、②今後はどのようにお考えですか。（1）～（4）のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(N=559)	問3			問4				
	①1年以内			②今後				
	参加したことがある	参加したことがない	無回答	参加したい	参加したい どちらかといえば	参加したくない どちらかといえば	参加したくない	無回答
(1) 自然環境の保全につながる活動（緑地・河川などの保全活動、自然環境に関する講座・イベントへの参加など）	12.5	87.1	0.4	16.8	45.3	29.5	7.2	1.3
(2) リサイクル活動（地域集団回収、資源物回収拠点への持参、段ボールコンポストなど）	63.9	35.2	0.9	48.7	31.7	14.7	3.9	1.1
(3) 脱炭素※1につながる活動（脱炭素・地球温暖化対策に関する講座やイベントへの参加など）	5.4	94.1	0.5	13.2	43.5	33.1	9.3	0.9
(4) 環境美化活動（清掃活動、緑化活動、花壇の整備など）	27.0	72.5	0.5	23.8	41.1	27.5	6.6	0.9

※1 脱炭素
二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすること

1つでも「3」「4」と回答した方は問5へ

問5 << 問4で1つでも「3」「4」と回答した方におたずねします。>>
そのように考える理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。
(n=282) 無回答－

1 時間帯の都合が合わないから	40.8
2 仕事や家事などで時間がとれないから	63.5
3 費用がかかるから（交通費や参加費など）	13.5
4 健康や体力面で、活動に参加することが難しいから	20.9
5 団体活動などの情報が得られないから	11.7
6 参加しても環境保全に役立つのかわからないから	16.3
7 一人では参加しにくいから（一緒に参加する仲間がいないから）	32.3
8 その他	6.0
9 興味がないから	6.7

《 すべての方におたずねします。 》

問6 あなたは、環境についてどのような情報に関心がありますか。(1)～(8)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(N=559)	関心がある	どちらかといえば 関心がある	どちらかといえば 関心がない	関心がない	無回答
(1)自然の景観、地域の清掃・美化	46.2	47.8	4.8	0.9	0.4
(2)生きものの種類や数、生息する場所といった生物多様性	35.2	42.4	18.8	3.0	0.5
(3)地球温暖化や大気汚染などの環境問題	44.2	46.7	7.5	1.3	0.4
(4)再生可能エネルギーや省エネルギー	39.5	47.2	10.7	2.0	0.5
(5)環境に配慮された製品・サービス	37.6	49.2	10.6	2.3	0.4
(6)環境に関する施設やイベント・セミナー	14.1	45.4	30.9	8.9	0.5
(7)市民・団体・企業が行う環境活動	15.9	44.7	32.4	6.6	0.4
(8)環境問題に関する市の取組み	26.8	51.9	17.4	3.6	0.4

《「困難を抱える女性のための支援」について》

女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和6年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

福岡市では、様々な困難を抱える女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指して、福岡市女性支援基本計画の策定を進めるとともに、支援を必要とする女性に対し、本人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。

※困難な問題を抱える女性とは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とそのおそれのある女性とされています。

問7 あなたは、女性であることが原因で困難な経験をしたり、あなたの身近な女性から困難な経験を見たり聞いたりしたことはありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

(N=559) 無回答 3.0

- | | | | | |
|---|----|---|--------|------|
| 1 | ある | → | 問8、問9へ | 37.6 |
| 2 | ない | → | 問10へ | 59.4 |

問8 《問7で「1」と回答した方におたずねします。》

どのような問題を経験したり、見たり聞いたりしましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

(n=210) 無回答 0.5

- | | | |
|----|---------------------------|------|
| 1 | 配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言 | 31.0 |
| 2 | 親、きょうだい、こども等からの暴力・虐待 | 11.4 |
| 3 | 離婚、別居 | 33.8 |
| 4 | 妊娠、出産への不安や負担感 | 42.4 |
| 5 | 育児、教育への不安や負担感 | 43.8 |
| 6 | 経済問題（借金・失業・求職など） | 38.1 |
| 7 | 住まいの確保 | 11.9 |
| 8 | 性被害、性的問題 | 20.0 |
| 9 | 学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害 | 41.4 |
| 10 | 体の病気、けが、障がい | 18.6 |
| 11 | こころの病気、精神的不調 | 31.4 |
| 12 | 孤独、孤立 | 16.2 |
| 13 | その他 | 3.3 |

問9 《問7で「1」と回答した方におたずねします。》

あなたや周りの人が抱える問題や悩みについて、誰に（どこに）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。（n=210）無回答 1.4

1	家族・親戚	51.4
2	友人・知人	55.2
3	公的機関の相談窓口	13.3
4	民間の相談機関	2.9
5	職場の同僚、上司	11.9
6	学校・教師	2.4
7	司法の専門家や専門機関（弁護士、法テラスなど）	10.5
8	医療機関	11.9
9	警察	5.7
10	SNS（X、LINE、Instagram など）を通じて知り合った人や不特定多数の人	2.9
11	その他	0.5
12	誰にも（どこにも）相談したことがない	18.1

《すべての方におたずねします。》

問 10 あなたは女性が抱える困難な問題について、以下の相談機関があることを知っていますか。

知っているものをすべて選んでください。(N=559) 無回答 0.4

1 配偶者暴力相談支援センター	22.5
2 男女共同参画推進センター・アミカス（アミカス相談室）	38.1
3 つながりサポート相談室	3.9
4 児童相談所（えがお館）	47.2
5 精神保健福祉センター	16.5
6 性暴力被害者支援センター・ふくおか	11.3
7 ひとり親家庭支援センター	29.9
8 産前・産後母子支援センターこももティエ	5.7
9 生活自立支援センター	22.0
10 福岡よかトピア国際交流財団（在住外国人）	5.7
11 区保健福祉センター（女性、子ども、介護、障がい、高齢）	25.4
12 地域包括支援センター	29.7
13 社会福祉協議会	26.1
14 女性相談支援センター	11.6
15 警察	71.9
16 学校、教育機関	41.0
17 医療機関	45.4
18 ハローワーク	41.0
19 弁護士、法テラス	44.7
20 民生委員・児童委員	33.1
21 NPO 法人等の民間団体	14.5
22 その他	0.2
23 知っているものはない	6.6

問 11 あなたは、女性が困難な状況から回復するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

特にあてはまるものを3つまで選んでください。(N=559) 無回答 2.1

1 困難な状況に気づいてくれる人の存在	51.2
2 寄り添い支えてくれる人の存在	51.0
3 安心できるシェルターや住まい	34.7
4 自分の助けになるような情報を得ること	25.0
5 相談窓口に助けを求めること	25.0
6 支援の後の継続的なケア	28.1
7 弁護士や医師、カウンセラーなど専門的な知識を持っている人からのサポート	23.8
8 経済的な自立に必要な支援や自立のためのスキルや資格	28.4
9 貸付など一時的な経済支援	9.3
10 その他	0.4
11 特になし	0.9

問 12 あなたは、女性が抱える困難な問題を解決するために、行政はどのようなことをすべきだと思いますか。特にあてはまるものを3つまで選んでください。(N=559) 無回答 1.6

1	相談窓口の積極的な周知	46.0
2	支援制度の情報提供	40.1
3	専門性の高い相談員による相談対応	31.5
4	支援機関への同行や手続きの補助	24.0
5	夜回り・声かけ・SNS (X、LINE、Instagram) 上の見回り	11.3
6	シェルターや住まいの支援	28.1
7	児童生徒への暴力防止や人権擁護の教育・啓発	7.2
8	弁護士等による法的支援	15.2
9	カウンセリング等の心理的支援	15.9
10	資格取得や就職先探し等の就労支援	21.3
11	生活のための経済的支援	30.2
12	民間の支援団体の活動強化	3.4
13	その他	0.5
14	特にない	0.9

問 13 あなたは、相談機関に相談しやすい状況にするためには、どのような相談体制が望ましいと思いますか。特にあてはまるものを3つまで選んでください。(N=559) 無回答 1.4

1	24 時間いつでもできること	44.5
2	匿名でできること	50.6
3	メールやチャット、SNS でできること	34.7
4	自宅などで訪問相談できること	3.0
5	1 か所で様々な問題を相談できること	30.4
6	周りに知られず安心してできること	45.4
7	気持ちに寄り添ってくれること	18.8
8	同性に相談できること	10.0
9	女性相談専門の相談員に相談できること	17.5
10	相談や手続きの際に同行してもらえること	10.7
11	支援につながりにくい方に積極的にアプローチすること	6.8
12	悩みを抱えた人同士が話せること	5.9
13	その他	0.9
14	特にない	0.4

問 14 あなたは、相談機関を広く知ってもらうためには、どのような広報が望ましいと思いますか。
特にあてはまるものを3つまで選んでください。(N=559) 無回答 1.1

- | | |
|--|------|
| 1 相談窓口周知カードやリーフレット、チラシの配布 | 49.7 |
| 2 YouTube や SNS (X、LINE、Instagram) などの広告 | 65.7 |
| 3 テレビ CM | 51.3 |
| 4 市政だより | 44.0 |
| 5 福岡市ホームページ | 37.9 |
| 6 その他 | 3.2 |
| 7 特にない | 1.1 |

問 15 様々な困難を抱える女性への支援について、ご意見やご要望などご自由にお書きください。

相談窓口のご案内 ～ひとりで悩まずにご相談ください～

内 容	窓 口	連絡先	受付日・時間など※
児童の養育など家庭内のさまざまな問題	家庭児童相談室 (各区子育て支援課)	欄外 QR コードより ご確認ください	月～金 9時～17 時
夫婦、家族、職場の 人間関係や生き方 などに関する相談	アミカス相談室 (男女共同参画 推進センター)	総合相談 092-526-3788	月～日 10 時～16 時半 第2・4月曜 10 時～20 時 ※祝日は 16 時半まで ※第2・最終火曜 (祝日の場合は翌日)を除く
配偶者・交際相手 からの暴力	配偶者暴力相談 支援センター	DV 相談専用電話 092-711-7030	月・水・木・金 10 時～17 時 火曜 10 時～20 時
お悩みや心配ごと いま困っていること	つながりサポート 相談室	080-8511-8080	月・水・金 10 時～17 時 第1～4土曜 10 時～17 時



ふくおか子ども情報
家庭児童相談室ページ

※祝日(アミカス相談室以外)・年末年始を除く

《「舞鶴公園・大濠公園の利用のしかた」について》

舞鶴公園と大濠公園は、豊かな花・緑や水辺、歴史（^{こうろかん}鴻臚館・福岡城）、芸術文化（美術館・能楽堂など）といった、ここにしかない特徴を有しています。

福岡市ではこれらの特徴を活かし、両公園の一体的な活用を図るため、平成26年6月に福岡県と共同で「セントラルパーク構想」を策定し、市民の憩いと集客の拠点とすることを目指してさまざまな施策に取り組んでいます。

【現在の利用状況】



▲福岡城さくらまつり



▲秋の舞鶴公園であそぼう

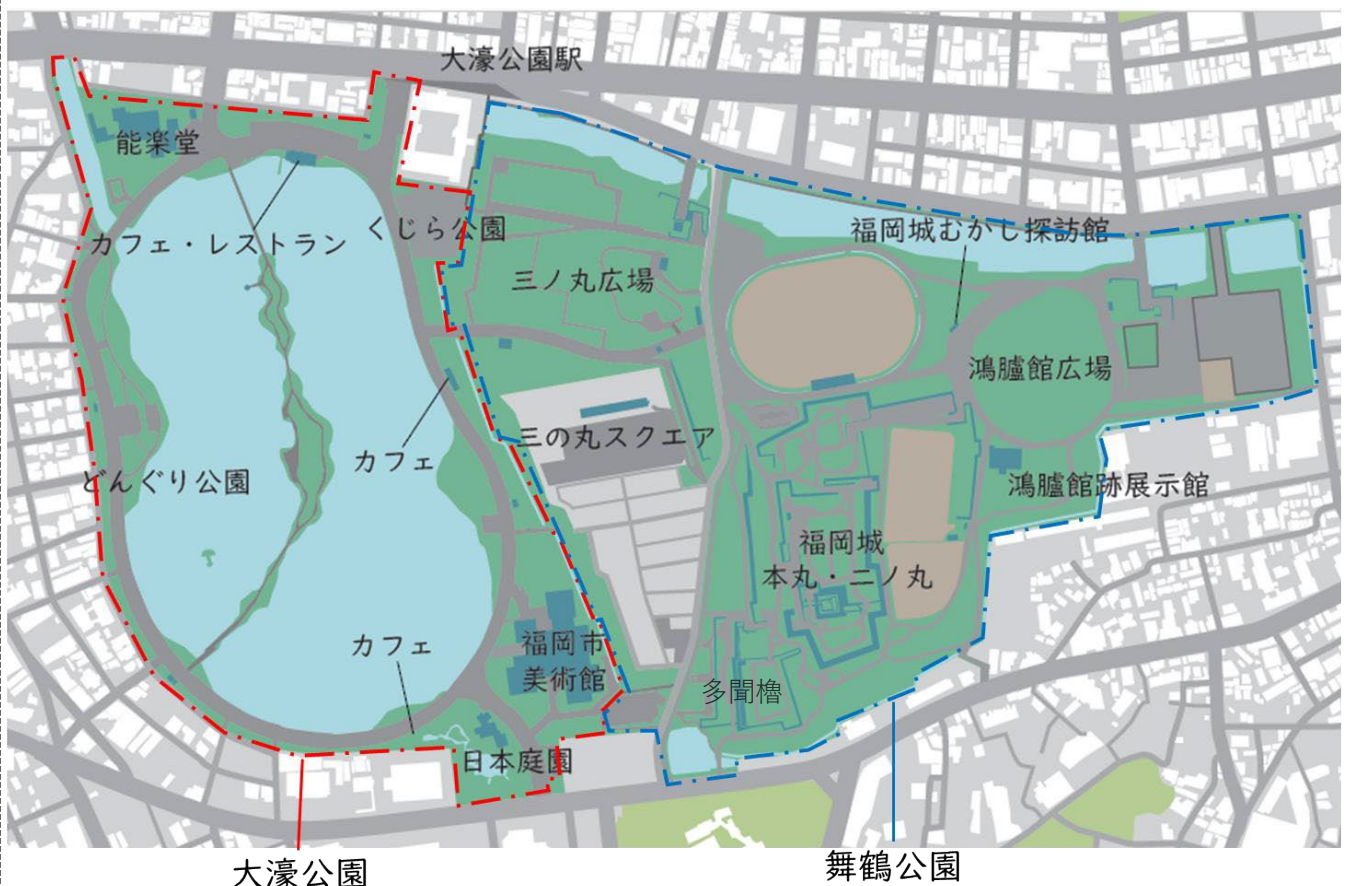


▲多聞櫓ウィーク



▲みどりまちマルシェ

【現況図】



問 16 あなたは過去 1 年間に舞鶴公園・大濠公園を利用しましたか。あてはまるものを1 つだけ選んでください。(N=559) 無回答－

1 どちらの公園も利用した	}	→	問 17 へ	42.0
2 舞鶴公園を利用した				5.5
3 大濠公園を利用した				12.2
4 どちらの公園も利用していない		→	問 18 へ	40.3

問 17 ≪ 問 16 で「1」～「3」と回答した方におたずねします。≫

あなたは過去 1 年間に舞鶴公園・大濠公園をどのような目的で利用しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=334) 無回答－

1 散策・ウォーキング・ランニング	70.7
2 季節の花々の鑑賞（サクラ、ウメ、ハスなど）	44.6
3 レクリエーション（ピクニック、遊具利用、バードウォッチングなど）	13.8
4 福岡城・鴻臚館	14.4
5 福岡市美術館、日本庭園、能楽堂	25.7
6 福岡城さくらまつり	44.9
7 イベント・講座・ガイドツアー（上記「6」を除く各種イベント）	12.9
8 陸上競技、球技（野球、サッカー、ラグビー、テニスなど）	3.0
9 カフェ・レストラン	24.9
10 その他	0.9

≪ すべての方におたずねします。≫

問 18 舞鶴公園・大濠公園で期待しているところは何ですか。特にあてはまるものを5 つまで選んでください。(N=559) 無回答 1.3

1 園路を歩きやすくしてほしい	23.8
2 樹木が生い茂り、公園内が暗いので明るくしてほしい	11.6
3 水辺（お濠）の管理を充実してほしい	30.2
4 眺望や見通しをよくしてほしい	19.0
5 施設や歴史の解説や案内を充実してほしい	14.3
6 売店や飲食店などの店舗を充実してほしい	40.4
7 観光拠点として目玉となる施設がほしい	20.4
8 出入り口をわかりやすくしてほしい	15.2
9 イベント・行事を充実してほしい	20.9
10 駐車場を充実してほしい	39.9
11 ベンチ（休憩スペース）を充実してほしい	43.1
12 その他	7.2
13 特にない	8.4

問 19 あなたは今後、舞鶴公園・大濠公園でどのようなことができれば、利用したいと思いますか。特
にあてはまるものを 5 つまで 選んでください。(N=559) 無回答 0.7

1	季節の花の祭りや演出	43.6
2	季節の花を楽しめるガイドツアー	10.9
3	ガーデニング教室	8.6
4	樹林や野鳥などの観察会	12.3
5	健康づくり教室（ウォーキング、ヨガなど）	16.6
6	アウトドアや自然体験	19.0
7	スポーツ教室（野球教室、サッカー教室など）	8.8
8	スポーツ大会（陸上競技やラグビーの大会など）	7.5
9	鴻臚館や福岡城の復元建物の見学や利用	22.0
10	歴史案内ガイドツアー	11.8
11	伝統文化や伝統行事の鑑賞や体験	12.7
12	美術や音楽などの芸術鑑賞や体験	27.0
13	ストリートパフォーマンス（大道芸や演奏、ダンスなど）の鑑賞	10.9
14	カフェやキッチンカーなどの飲食店の利用	38.8
15	飲食イベント	37.0
16	ナイトアクティビティ（ライトアップ、星の観察会、夜のお茶会など）	32.2
17	その他	2.5
18	特にない	10.0

問 20 舞鶴公園・大濠公園についての総合的な満足度はいかがですか。あてはまるものを 1 つだけ 選
んでください。(N=559) 無回答 0.4

1	満足	24.2
2	どちらかといえば満足	51.9
3	どちらかといえば不満	4.7
4	不満	0.7
5	わからない	18.2

《「景観」について》

福岡市は、背振山系の山並みや博多湾等の自然景観、都市の顔である中心市街地等の都市的景観、大陸との交流の歴史や博多祇園山笠に代表される伝統文化に根ざした歴史景観など、多様な景観を有しています。

福岡市では、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、市民が愛着を持ち、魅力を感じる景観づくりに取り組んでおり、より良い事業内容を検討する必要があります。

問 21 あなたは福岡市の景観や景色（風景、建物、公園、まちなかのモニュメント等）について関心がありますか。あてはまるものを1つ選んでください。（N=559）無回答 0.5

- | | |
|-----------------|------|
| 1 関心がある | 38.3 |
| 2 どちらかといえば関心がある | 45.6 |
| 3 どちらかといえば関心がない | 13.2 |
| 4 関心がない | 2.3 |

問 22 福岡市の景観や景色は良好だと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。（N=559）無回答 0.5

- | | |
|------------------|------|
| 1 良好である | 24.5 |
| 2 どちらかといえば良好である | 67.4 |
| 3 どちらかといえば良好ではない | 6.4 |
| 4 良好ではない | 1.1 |

問 23 福岡市の景観や景色の中で良好だと思うものはどれですか。特にあてはまるものを3つまで選んでください。（N=559）無回答 0.7

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1 都市を感じられる景観（オフィスビルや商業施設など） | 62.1 |
| 2 歴史を感じられる景観（神社仏閣や史跡など） | 37.6 |
| 3 アートを感じられる景観（屋外の美術作品やモニュメントなど） | 12.2 |
| 4 地域の伝統や文化を感じられる景観（祭りや催しなど） | 43.3 |
| 5 人と自然を感じられる景観（海、山、公園、農地など） | 60.3 |
| 6 夜間景観（ライトアップやイルミネーションなど） | 21.6 |
| 7 屋外広告景観（看板やサインなど） | 1.8 |
| 8 その他 | 0.5 |
| 9 特にない | 2.5 |

問 24 福岡市の景観や景色の中で良好ではないと思うものはどれですか。特にあてはまるものを3つで選んでください。(N=559) 無回答 2.7

- | | | |
|---------------------------------|--------|------|
| 1 都市を感じられる景観（オフィスビルや商業施設など） | | 7.2 |
| 2 歴史を感じられる景観（神社仏閣や史跡など） | | 7.9 |
| 3 アートを感じられる景観（屋外の美術作品やモニュメントなど） | | 15.6 |
| 4 地域の伝統や文化を感じられる景観（祭りや催しなど） | 問 25 へ | 4.7 |
| 5 人と自然を感じられる景観（海、山、公園、農地など） | | 8.4 |
| 6 夜間景観（ライトアップやイルミネーションなど） | | 9.7 |
| 7 屋外広告景観（看板やサインなど） | | 24.0 |
| 8 その他 | | 1.4 |
| 9 特にない | 問 26 へ | 54.7 |

問 25 ≪問 24 で「9」以外を回答した方におたずねします。≫
具体的にどのようなものが良好ではないと思いますか。

≪ すべての方におたずねします。≫

問 26 福岡市の街並みは、史跡や社寺など歴史的な財産に配慮していると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。(N=559) 無回答 0.7

- | | |
|-------------------|------|
| 1 配慮している | 19.0 |
| 2 どちらかといえば配慮している | 63.3 |
| 3 どちらかといえば配慮していない | 15.4 |
| 4 配慮していない | 1.6 |

問 27 福岡市の街並みは、建築物や広告物の調和がとれていると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。(N=559) 無回答 0.7

- | | |
|------------------|------|
| 1 そう思う | 14.1 |
| 2 どちらかといえばそう思う | 54.2 |
| 3 どちらかといえばそう思わない | 25.9 |
| 4 そう思わない | 5.0 |

問 28 福岡市では、福岡のまちの魅力を創り出している景観を表彰する、「福岡市都市景観賞」※2 を実施しています。あなたは「福岡市都市景観賞」に応募・推薦してみたいですか。あてはまるものを 1つ 選んでください。（N=559）無回答 1.1

※2 「福岡市都市景観賞」とは

福岡市都市景観賞は、景観への意識を高めてもらうことを目的とし、皆様から推薦された、福岡のまちの魅力を創り出している景観を表彰しています。

1 してみたい

17.0

2 したくない

17.5

3 わからない

64.4



第30回福岡市都市景観賞
【大賞】鳥飼八幡宮 式年遷宮

福岡市都市景観賞 公式Instagram
ぜひフォローしてください！



公式Instagram
QRコード

《 「モラル・マナー」と「自転車安全利用」について 》

福岡市では、「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」（通称：モラル・マナー条例）に基づき、市民の皆さんや企業・団体と一体となってモラル・マナーの向上に取り組んでいます。

しかしながら、「令和6年度市政に関する意識調査」によれば、市民のマナーに対する満足度は52.2%といまだ低い状態にあります。

問 29 あなたは、福岡市のモラル・マナーの現在の状況をどのようにお考えですか。（1）～（15）のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(N=559)	良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い	わからない	無回答
(1) 屋外の公共の場所（路上、公園など）での喫煙マナー	5.9	40.3	30.8	16.6	5.7	0.7
(2) 路上で歩行しながら喫煙しない	17.9	38.3	24.5	14.8	3.6	0.9
(3) 路肩などに迷惑駐車をしない	8.1	27.2	39.7	21.3	2.7	1.1
(4) 自動車の運転マナー （無理な割り込みをしない、黄信号で進入をしないなど）	6.1	17.4	43.8	27.0	5.0	0.7
(5) 自転車の走行マナー （原則として車道を通行する、歩道通行の際はスピードを出さない、右側通行や無灯火運転をしないなど）	4.3	13.8	41.7	37.9	1.8	0.5
(6) 公共の場所などに自転車を放置（駐輪）しない	7.7	27.9	35.4	21.3	6.8	0.9
(7) エスカレーター上を歩かない	6.4	36.0	30.6	19.3	7.0	0.7
(8) 公共物などに落書きしない	10.4	36.3	30.4	16.1	6.1	0.7
(9) 空き缶やごみのポイ捨てをしない	9.7	34.3	33.5	19.5	2.3	0.7
(10) たばこの吸い殻のポイ捨てをしない	8.8	29.2	32.2	24.9	4.3	0.7
(11) 飼い犬のふんを放置しない	14.8	44.5	21.6	12.7	5.5	0.7
(12) 電柱やガードレールなどに広告を張らない	15.2	42.0	20.0	12.2	9.7	0.9
(13) 障がい者用駐車区画を障がい者でない人が利用しない	14.5	39.7	21.1	10.7	13.2	0.7
(14) 点字ブロック上に車両を駐車したり、物を置かない	16.5	38.6	20.6	9.7	13.8	0.9
(15) 公共交通機関の乗車マナー （整列乗車、車内で席を譲る、車内で音漏れさせないなど）	13.4	48.1	22.7	8.4	6.8	0.5

問 30 福岡市では、モラル・マナー条例などで、下記の事項を定めています。あなたはこれらを知っていましたか。(1)～(3)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(N=559)	知っていた	名称は知っていたが、 内容までは知らなかった	知らなかった	無回答
(1) 迷惑駐車防止重点区域	21.5	32.6	45.1	0.9
(2) 自転車の押し歩き推進区間	37.2	21.6	40.4	0.7
(3) 路上禁煙地区	39.4	25.8	34.2	0.7

(3)で「1」と
回答した方は問31へ

【迷惑駐車防止重点区域】

天神地区、西新地区、博多駅周辺地区は迷惑駐車防止重点区域に指定されており、迷惑駐車防止に努めることとされています。

【自転車の押し歩き推進区間】

西鉄福岡駅前の渡辺通り西側歩道（天神交差点から渡辺通四丁目交差点まで）では、午前8時（土日祝は午前10時）～午後7時の間、自転車押し歩きに努めることとされています。

【路上禁煙地区】

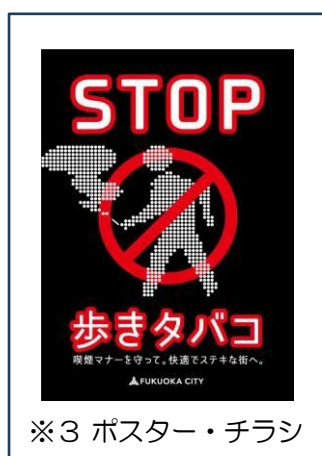
天神・大名地区及び博多駅周辺地区は路上禁煙地区に指定されており、歩行中や自転車乗車中の喫煙が禁止されています。

問 31 ≪ 問 30 で「路上禁煙地区を知っていた」と回答した方におたずねします。≫

あなたは、路上禁煙地区を何で知りましたか。特にあてはまるものを3つまで選んでください。

(n=220) 無回答 1.4

- | | |
|-----------------|------|
| 1 市のホームページ | 18.6 |
| 2 ポスター・チラシ※3 | 38.2 |
| 3 路面シール※4 | 47.3 |
| 4 街路灯巻き看板※5 | 27.3 |
| 5 デジタルサイネージの動画 | 5.9 |
| 6 地下鉄構内アナウンス | 9.1 |
| 7 街頭スピーカーのアナウンス | 12.3 |
| 8 その他 | 11.8 |



≪ すべての方におたずねします。≫

問 32 あなたは、どのくらいの頻度で自転車を利用しますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=559) 無回答 0.2

- | | |
|-------------|------|
| 1 ほぼ毎日 | 10.9 |
| 2 週に4～5日程度 | 6.4 |
| 3 週に2～3日程度 | 8.6 |
| 4 週に1日程度 | 5.7 |
| 5 2週に1日程度 | 3.2 |
| 6 月に1日程度 | 3.6 |
| 7 ほとんど利用しない | 13.2 |
| 8 全く利用しない | 48.1 |
- 問 33、問 34 へ
- アンケート終了

問 33 < 問 32 で「1」～「7」と回答した方におたずねします。 >

あなたは、自転車損害賠償保険等^{※6}に加入していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(n=289) 無回答 -

- | | |
|----------------|------|
| 1 加入している | 67.8 |
| 2 加入していない | 23.2 |
| 3 加入しているかわからない | 9.0 |

問 34 < 問 32 で「1」～「7」と回答した方におたずねします。 >

道路交通法の改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。あなたは、自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(n=289) 無回答 0.7

- | | |
|---------|------|
| 1 している | 15.6 |
| 2 していない | 83.7 |

※6 自転車損害賠償保険等とは

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせた場合などの損害を賠償するための保険や共済のことです。具体的なものとしては、下記の表のとおり、個人賠償責任保険や自動車保険の特約、クレジットカードの付帯保険など、さまざまな種類があります。福岡市では、「福岡市自転車の安全利用に関する条例」において、令和2年 10 月1日より、自転車利用者、事業者、自転車貸出業者の皆さまなどに対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けています。

自転車損害賠償保険等の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社などの団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口の保険
共済		全労災、その他共済など
T S マーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。
記入漏れや誤りがないか再度確認の上、同封の返信用封筒にて
ご返送をお願いします。

【標本構成（第1回）】（N=559）

◆性別

男性	43.3
女性	56.7

◆年齢

18～29歳	17.5
30代	14.8
40代	17.5
50代	18.2
60代	12.9
70歳以上	19.0

◆職業

正社員・正職員	39.0
契約社員・派遣社員・嘱託	8.6
パート・アルバイト	15.2
会社等役員	3.0
自営業・家族従事者	4.3
専業主婦・専業主夫	11.6
学生	5.2
無職	12.5
その他	0.5

◆行政区

東区	19.5
博多区	12.9
中央区	15.6
南区	16.5
城南区	7.2
早良区	14.1
西区	14.3

◆居住年数

3年未満	10.7
3年以上5年未満	6.6
5年以上10年未満	12.0
10年以上20年未満	18.2
20年以上30年未満	19.3
30年以上	33.1

◆居住形態

持家の戸建て	32.0
持家の集合住宅	26.7
賃貸の戸建て	1.8
賃貸の集合住宅	36.5
社宅・寮	2.7
その他	0.4

◆18歳未満の同居家族

いる	30.6
いない	69.4

◆65歳以上の同居家族

いる	38.3
いない	61.7

◆回答方法

郵送	39.9
インターネット	60.1